税理士法人あおみ総合だより　№134

羅針盤

2024年11月、12月号

桃洞渓谷

ようやく秋らしさが感じられる今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

さて、先日の衆議院選挙で自公政権が過半数割れしました。安倍長期政権時代の驕りや緩みが招いた結果だと思います。自公政権が維持できたとしても野党の結束で不信任決議が通せる状態では、政局の混乱は避けられませんがこれも国民の意思の反映ということでしょう。

これから、棚上げされたままの「選択的夫婦別姓」。「給与総額130万円の壁」と「3号被保険者の年金保険料免除」。「課税最低限の引上げ」や「ガソリンの暫定税率の引下げ」等、山積する政策課題の扱いがいよいよ焦点となり、自公政権を継続させたいと思えばいくつかの課題に適切な回答を用意しなければなりません。

一方、アメリカの大統領選挙も間もなく結果が出ます。トランプ氏、ハリス氏僅差の激戦と言われていますので、分断の進むアメリカで選挙結果がすんなり受入れられるか不安です。前回のトランプ氏を見ているとアメリカは本当に世界の民主主義陣営のリーダーなのかと疑います。それでも大統領によって政策が大きく動くので、日本はその影響を十分注視しなければいけません。

知っておきたい税知識
テーマ「定額減税」～年末調整減税実務～

5、6月号（№131）では定額減税の月次実務をお伝えしました。今回は減税実務の締めくくりである年末調整編です。令和5年と少し様式が異なる書類もありますので、お間違えのないようご確認ください。

年調減税の対象者と減税額の確認

【年調減税対象者】

「**年末調整の対象となる人**」が、原則として年調所得税額から年調減税額を控除する「**年調減税の対象者**」となります。

ただし、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人は、年調減税額を控除しないで年末調整を行います。

【年調減税額の計算】

「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」の合計です。

●　対象者　●

- **令和6年12月31日時点でいずれも国内居住者である。**
- **同一生計配偶者と扶養親族の共通条件は、納税者と生計を一にし、年間所得48万円以下の人。事業専従者は対象外。**
- **扶養親族は、配偶者以外の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）など。**

従業員の方から受理した「扶養控除・配偶者控除・年末調整に係る定額減税のための申告書等」に記載された内容を確認し、計算をお願いします。

※令和6年12月31日時点の現況で判断します。

それでは、年末調整減税手順を確認しましょう！

年末調整減税手順

①各種申告書の配布・受理、内容の確認

○扶養控除等（異動）申告書
○基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
○保険料控除申告書
○住宅借入金等特別控除申告書

様式に少し変更あり

②年調年税額の計算・過不足額の計算と精算

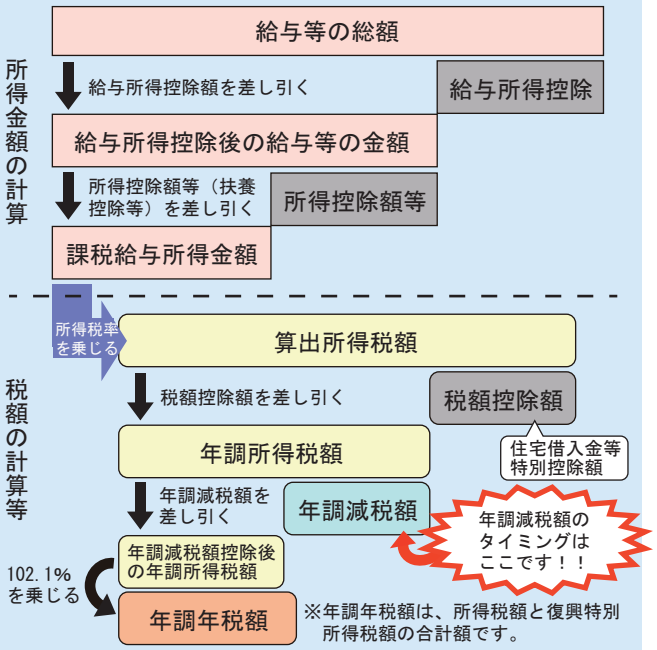

③源泉徴収票等の作成・提出

源泉徴収票を作成する際は、「(摘要)」欄に次の例のとおりに記載します。

（例）年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合

「**源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円**」（控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額０円**」と記載します。）

※合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。

ご不明な点等ございましたら、当事務所へお問い合わせください。

企業の経営実務

～65歳までの雇用確保義務化～

2025年4月から、従業員の雇用上限年齢に関して法律上の大きな動きがあります。

従来の、60歳以上の継続雇用は希望者のうち会社が定めた基準をクリアした者のみに限定できる経過措置が終了し、来年4月からは**65歳まで**継続雇用を**希望する者全員**の雇用が**義務付け**られます。

○ 対応が必要なケースとは

とはいえ、65歳までの継続雇用が努力義務とされた2012年の時点で対応が済んでおり今回の改正では特に何もする必要のない会社も多くあります。今回の経過措置終了により自社に何らかの対応が必要になるのか、次のフローチャートでチェックしてみましょう。

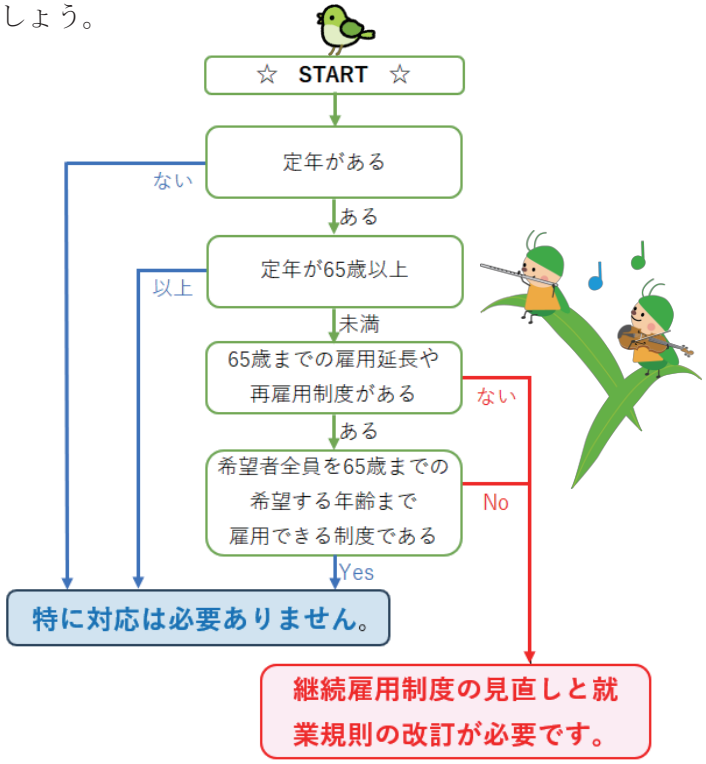

今回対応が必要となるのは、65歳未満の定年年齢を定めており、かつ 定年に達した後65歳までの継続雇用対象が「希望者全員」になっていない事業所となります。

○ 間違いやすいポイントQ&A

Q1: 義務化されるのは大企業だけでは？

A1: いいえ、企業規模にかかわらず**すべての事業所が対象**です。高年齢者の継続雇用は公的年金の支給開始年齢が引き上げられたことによる無収入期間の発生を防ぐことが目的になっているためです。

Q2: 65歳以上も希望者全員雇用が義務なの？

A2: いいえ、65歳以上であれば一律に退職とすることも、能力、体力、意欲などに基準を設けて会社側で選別することも可能です。

Q3: 継続雇用者の賃金は50代までの6割くらいに抑えたいんだけど…

A3: かつてはそのような制度が認められていましたが、近年では「**同一労働同一賃金**」により、「職務内容が変わらないのに賃金を下げるのは違法」との判例が続出し、年齢を理由とした賃金減額は認められなくなっています。**賃金を下げるのであれば、職務内容の変更、勤務日数・時間の短縮などが必要**です。

60歳を超えると人によって健康状態や意欲の差が大きくなり、個々人の状況に沿った対応が求められます。何よりも、人件費の増加が一番のネックとなるでしょう。

一方で、高年齢労働者の継続雇用には、現役世代の社員にとっても人手不足の緩和や将来の安心感を得られるなどのメリットがあります。

今回の施策に関しては**政府の助成金も用意されています**ので、上手に活用して会社全体の活性化につなげましょう。

● 今月・来月の税務

11月

＊　11/1 ～ 15　申請期限

・所得税の予定納税額の減額申請（第２期分）

＊　12/2　納付期限（11/30 が土曜日のため）

・所得税の予定納税（第２期分）

・個人事業税の納付（第２期分）

12月

＊　12/25　納付期限

・固定資産税都市計画税の納付（第３期分）

ご確認ください

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

愛知県の最低賃金は、10月１日より **1,077円** となっています。ご確認お願いします。

昨年より５０円増加しています！

● お知らせ

年末調整・確定申告に用意する書類

今年も年末調整の季節が近づいてまいりました。すでに必要書類が届き始めているかと思いますが、下記の書類を失くさないよう、大切に保管してください。

社会保険料控除

★ 社会保険料（国民健康保険・介護保険・イデコ等）のお知らせ
★「国民年金保険料控除証明書」

生命保険料控除

★ 一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険の「生命保険料控除証明書」

地震保険料控除

★ 旧長期損害保険料、地震保険料の「控除証明書」

住宅借入金等特別控除

★「住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書」
★ 令和６年分給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

あとがき

猛暑だった夏が過ぎ、やっと過ごしやすい秋が来ましたね。みなさまいかがお過ごしでしょうか。

朝晩は冷え、寒暖差が激しい時期ですので体調を崩さないように、ご自愛ください。

みなさん、果物は好きですか！？
私はもちろん大好きです！！
でも毎年行くのは「ぶどう狩り」だけで、「いちご狩り」「みかん狩り」など

にも行きたいな～と常々思っているのですが、考えているだけで行動に移せず、時期が過ぎてしまっていることが多いです。

その季節の旬の野菜や果物食べることは、美味しいのはもちろんですが、栄養価も高く体にもいいですよね！（果物狩りは食べ過ぎ注意ですが…）

みなさんのおすすめの“味覚狩り”があれば、ぜひ教えてくださいね！！

発行
刈谷市高須町艮４４番地１　カーサヨサミ１Ｆ
ＴＥＬ　（０５６６）２５－０９３６
ＦＡＸ　（０５６６）２５－０９３７
http://aomi-zeirishi-ishikawa.com
税理士法人　あおみ総合